

## 2 医療保険による訪問看護の利用料

利用した場合の利用者負担は以下のとおりです。ただし、定期的な診療報酬改定により、基本利用料金の変更となる場合があります。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割・2割・3割のいずれかの額です。

### (ア) 基本利用料金①（基本療養費）

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

種類	職種	人数	訪問回数	利用料	利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師	1人	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週4日以上	6,550円	655円	1,310円	1,217円
	准看護師	1人	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			週4日以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	看護師	同一日に 2人まで	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週4日以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		同一日に 3人以上	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
			週4日以上	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師	同一日に 2人まで	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			週4日以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		同一日に 3人以上	週3日まで	2,530円	253円	506円	759円
			週4日以上	3,030円	303円	606円	909円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	看護師・准看護師	1人	入院中の 外泊	8,500円	850円	1,700円	2,550円

種類	職種	人数	訪問回数	時間	利用料	利用者負担		
						1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師	1人	週3日まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
				30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週4日以上	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
				30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,217円
	准看護師	1人	週3日まで	30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
				30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			週4日以上	30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
				30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅱ）	看護師	同一日に2人まで	週3日まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
				30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週4日以上	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
				30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,217円
		同一日に3人以上	週3日まで	30分未満	2,130円	213円	426円	639円
				30分以上	2,780円	278円	556円	834円
			週4日以上	30分未満	2,550円	255円	510円	765円
				30分以上	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師	同一日に2人まで	週3日まで	30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
				30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			週4日以上	30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
				30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		同一日に3人以上	週3日まで	30分未満	1,940円	194円	388円	582円
				30分以上	2,530円	253円	506円	759円
			週4日以上	30分未満	2,360円	236円	472円	708円
				30分以上	3,030円	303円	606円	909円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	看護師・准看護師	1人	入院中の外泊	8,500円	850円	1,700円	2,550円	

(イ) 基本利用料金② (管理療養費)

人数	訪問日	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の初日	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2		10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3		8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
訪問看護管理療養費 1		7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費 2					
機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の2日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2					
機能強化型訪問看護管理療養費 3					
訪問看護管理療養費 1					
訪問看護管理療養費 2					

(ウ) 加算料金

以下の算定要件を満たす場合、上記の基本利用料金に以下の料金が加算されます。

加算		利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ターミナルケア療養費 (1)		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 (2)		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
訪問看護情報提供療養費 (1)		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 (2)		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 (3)		1,500 円	150 円	300 円	450 円
夜間・早朝訪問看護加算		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1日3回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
精神科難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1日3回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急訪問看護加算	月14日まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月15日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円

精神科緊急訪問看護加算	月 14 日まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円	
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
長時間訪問看護加算		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
精神科長時間訪問看護加算		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
乳幼児加算	厚生労働大臣の定める者	1,300 円	130 円	260 円	390 円	
	上記以外	1,800 円	180 円	360 円	540 円	
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円	
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
	准看護師	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	
	看護補助者	1 日 1 回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		1 日 2 回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
1 日 3 回以上		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
精神科複数名訪問看護加算	1 日 2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
	1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
24 時間対応体制加算 (イ)		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
24 時間対応体制加算 (ロ)		6,250 円	625 円	1,250 円	1,875 円	
特別管理加算 (Ⅰ)		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	
特別管理加算 (Ⅱ)		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
	特別管理指導加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
退院支援指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
精神科重症患者支援管理連携加算 (イ)		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
精神科重症患者支援管理連携加算 (ロ)		5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円	

加算	算定要件
	訪問看護ターミナルケア療養費（1）・（2）：死亡月に1回
	<p>死亡日、死亡日前14日以内に、2回以上、訪問看護基本療養費または精神科訪問看護基本療養費を算定している場合に算定します。</p> <p><u>訪問看護ターミナルケア療養費（1）の対象者</u> 在宅または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち、看取り介護加算等を算定していない利用者</p> <p><u>訪問看護ターミナルケア療養費（2）の対象者</u> 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち、看取り介護加算等を算定している利用者</p>
	訪問看護情報提供療養費（1）・（2）・（3）：1月に1回
	<p>訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、市町村・都道府県、保育所、保険医療機関等に対して訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。</p> <p><u>訪問看護情報提供療養費（1）の対象者</u> 以下のいずれかに該当する利用者が対象です。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・特掲診察料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等を有する者</li> <li>・特掲診察料の施設基準等別表第八に掲げる者</li> <li>・精神障害を有する者またはその家族等</li> <li>・15歳未満の小児</li> </ul> </p> <p><u>訪問看護情報提供療養費（2）の対象者</u> 以下のいずれかに該当する15歳未満の小児が対象です。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・特掲診察料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等を有する者</li> <li>・特掲診察料の施設基準等別表第八に掲げる者</li> </ul> </p> <p><u>訪問看護情報提供療養費（3）の対象者</u> 介護老人保健施設または介護医療院に入院・入所し、在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更する利用者が対象です。</p>
	早朝・夜間訪問看護加算、深夜訪問看護加算：1回につき
	<p>午後6時から翌午前8時までの時間帯に指定訪問看護を実施した場合に算定します。</p> <p><u>各時間帯の定義</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間：午後6時～午後10時</li> <li>・深夜：午後10時～午前6時</li> <li>・早朝：午前6時～午前8時</li> </ul>
	難病等複数回訪問加算：1日につき
	<p>主治医が複数回の訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、1日に複数回の訪問看護を行った場合に算定します。</p> <p>以下のいずれかに該当する利用者が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特掲診療料の施設基準等別表第七または別表第八に掲げる者</li> <li>・特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者</li> </ul>

精神科複数回訪問加算：1日につき
<p>主治医が複数回の訪問看護の必要性を認めた精神科の利用者に対して、1日に複数回の訪問看護を行った場合に算定します。</p> <p>以下のいずれかに該当する利用者が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科在宅患者支援管理料1イ・ロを算定している者で、主治医が複数回訪問の必要を認めた者</li> <li>・精神科在宅患者支援管理料2を算定している者で、主治医が複数回訪問の必要を認めた者</li> </ul>
緊急訪問看護加算・精神科緊急訪問看護加算：1回につき
<p>長時間の訪問が必要とされる利用者に対し、1時間30分を超えて訪問看護を実施した場合に算定します。</p> <p>以下のいずれかに該当する利用者が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15歳未満の超重症児または準超重症児</li> <li>・特掲診療料の施設基準等 別表第八に掲げる者</li> <li>・特別訪問看護指示書または精神科特別訪問看護指示書に基づく指定訪問看護を受けている者</li> </ul>
乳幼児加算：1日につき
<p>6歳未満の利用者を対象として、訪問看護を実施した場合に算定します。</p>
在宅患者連携指導加算：1月に1回
<p>訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導を実施している医療機関や薬局と情報を共有し、それを基に療養上必要な指導を実施した場合に算定します。</p>
在宅患者緊急時等カンファレンス加算：1回につき
<p>在宅療養中の利用者の状態急変や診療方針の変更等に際して、関係者によるカンファレンスを実施し、適切な診療方針の決定や情報共有を行った場合に算定します。</p>
看護・介護職員連携強化加算：1月に1回
<p>たん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。</p>
訪問看護医療DX情報活用加算：1月に1回
<p>オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合に算定します。</p>
複数名訪問看護加算：1日につき
<p>1人での対応が困難な利用者に対して、看護師等が同時に複数名で訪問看護を実施した場合に算定します。</p> <p>以下のいずれかに該当する利用者が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・末期の悪性腫瘍、神経難病等の疾患を有する者</li> <li>・特別管理加算の対象となる者</li> <li>・特別訪問看護指示書に基づく指定訪問看護を受けている者</li> <li>・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者</li> <li>・身体的理由により1人の看護師等による訪問が困難と認められる者</li> <li>・その他、利用者の状況等から判断して上記に準ずると認められる者</li> </ul>

複数名精神科訪問看護加算：1日につき
1人での対応が困難な利用者に対して、看護師等が同時に複数名で訪問看護を実施した場合に算定します。精神科訪問看護指示書に複数名訪問の必要性が記載されている利用者が対象です。
24時間対応体制加算（イ）・（ロ）：1月に1回
訪問看護ステーションが利用者やその家族等からの電話等による連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の対応を行うことができる場合に算定します。
特別管理加算（Ⅰ）・（Ⅱ）：1月に1回
訪問看護ステーション等が、特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行う体制を整えた上で、実際に計画的な管理を実施する場合に算定します。
重症度等の高い利用者（特別管理加算（Ⅰ）の対象） 以下のいずれかに該当する重症度の高い利用者が対象です。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅麻薬等注射指導管理</li> <li>・在宅強心剤持続投与指導管理</li> <li>・気管カニューレの使用</li> <li>・在宅腫瘍化学療法注射指導管理</li> <li>・在宅気管切開患者指導管理</li> <li>・留置カテーテルの使用</li> </ul>
特別な管理を必要とする利用者（特別管理加算（Ⅱ）の対象） 以下のいずれかに該当する利用者が対象です。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅自己腹膜灌流指導管理</li> <li>・在宅酸素療法指導管理</li> <li>・在宅成分栄養経管栄養法指導管理</li> <li>・在宅人工呼吸指導管理</li> <li>・在宅自己疼痛管理指導管理</li> <li>・人工肛門、人工膀胱の設置</li> <li>・在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定がある場合</li> <li>・在宅血液透析指導管理</li> <li>・在宅中心静脈栄養法指導管理</li> <li>・在宅自己導尿指導管理</li> <li>・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理</li> <li>・在宅肺高血圧症患者指導管理</li> <li>・真皮を越える褥瘡</li> </ul>
退院時共同指導加算・特別管理指導加算：1回につき
入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。特別管理指導加算とは、退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行った場合に算定します。
退院支援指導加算
保険医療機関から退院する利用者に、退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合に算定します。
精神科重症患者支援管理連携加算（イ）・（ロ）
精神疾患を有し病状が不安定な利用者に対して、病院から在宅療養への移行を支援するため、訪問看護ステーションの職員が保険医療機関と連携して訪問看護を実施した場合に算定します。